

給付基礎日額の変更手続きについて(第三種・海外派遣者)

3種

翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合は、①または②のどちらかで手続きが必要

① 前年度中に事前の申請を行う

「給付基礎日額変更申請書」を管轄の監督署に提出する。

(前年度の3月2日～3月31日 本年度は2日が土曜日、31日が日曜日の為
3月4日～3月29日 ※3月29日必着)

② 年度更新期間中に変更を行う場合は、ⅠまたはⅡのどちらかで手続きが必要

(ただし災害発生後の変更は不可)

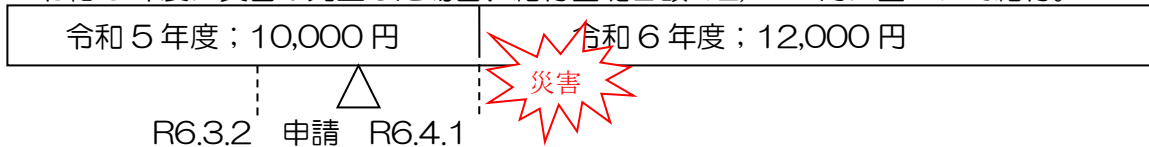
Ⅰ 「給付基礎日額変更申請書」を管轄の監督署に提出する。

Ⅱ 提出する申告書内訳名簿の⑥欄「給付基礎日額区分」の「変」を○で囲み、変更を希望する給付基礎日額を記入する。

※ 日額変更申請書を提出した場合であっても、申告書内訳の「3. 変更」を○で囲み、変更を希望する給付基礎日額を記入して下さい。

例1) 令和6年3月4日から3月29日までの間に、令和6年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→令和6年度に災害が発生した場合、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。



例2) 令和6年度の年度更新期間中に令和6年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→原則、令和6年4月1日にさかのぼって給付基礎日額を変更

注1) 申請前に災害が発生していた場合は、その後で給付基礎日額の変更を申請しても承認されません。この場合、令和6年度内に発生した災害に対する保険給付は全て、給付基礎日額10,000円に基づいて給付。



注2) 申請後に災害が発生した場合は、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。

